

久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業

(2) 事業内容

別紙1「久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり。

(3) 事業期間

ア 本事業は、令和6年度から令和9年度にかけて、段階的にリース契約を締結して、太陽光発電設備及び蓄電池等（以下「設備」という。）を導入するものである。

イ リース期間は、運転を開始した日から17年間とする。

ウ 事業期間は、基本協定の締結日から設備のリース契約が終了する日までとする。

(4) 実施場所

市が示す候補施設（仕様書別紙1、以下「候補施設」という。）から、事業者の提案に基づき太陽光発電設備、蓄電池及びその他付帯設備の導入を決定した施設。

(5) 導入予定量

ア 太陽光発電設備

導入予定量は、1,270kW以上とする。

イ 蓄電池

導入予定量は、780kWhを目安とする。

ウ 年度別の導入量の目安

導入量目安の年度別の内訳は、表1のとおりとするが、太陽光発電設備は、目安以上導入すること。なお、市が示す全体の導入予定量を満たす場合には、令和9年度以前に事業完了することも認めるものとする。

表1：年度別の導入量の目安

リース開始年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
太陽光発電設備(kW)	320	310	310	330	1,270
蓄電池(kWh)	240	160	180	200	780

3 事業費

(1) 本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「交付金」という。）を充当するものであり、交付対象経費及び充当率等は、当該交付金の交付要綱や実施要領等のとおりとする。

(2) 事業費は、交付金の対象経費の他に維持管理に必要な経費を含むこととし、事業者が適切に積算するものとする。なお、交付対象経費の目安は、市の交付金に関する事業計画を参照すること。

(3) 事業実施にあたって市から補助金を交付する。補助金交付限度額は、設備を設置する令和6年度から令和9年度にかけて総額339,335千円とする。なお、各年度の補助金交付限度額は、表2のとおりとするが、「2 事業概要」における「(5) 導入予定量」の「ウ 年度別の導入量の目安」により、年度毎の導入予定量が変わる場合は、総額を超えない範囲で変更できるものとする。

表2：年度別の補助金交付限度額

リース開始年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
補助金交付限度額(千円)	95,873	75,998	84,136	83,328	339,335

- (4) 本事業は、事業を実施する各年度の当初予算成立及び交付金の交付を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って久留米市議会において予算が成立しない場合は、契約は締結せず業務の見直しを検討するものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本事業を実施するために支出した費用、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

4 基本協定

本プロポーザルで選定された事業者と市とは、提案された事業内容に基づき、基本協定を結ぶものとする。

なお、本事業は、交付金を活用するものであり、事業者は基本協定に基づき、年度ごとに本市に対する補助金交付申請を行い、市の交付決定後にリース契約を締結するものとする。

また、事業期間中、交付金の交付決定額の減額など、当初計画どおりに事業継続が難しい状況が生じた場合は、双方協議のうえ事業計画の見直しを行うものとする。

5 実施形式

公募型

6 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
・プロポーザル実施要項の公示・公募開始	令和6年9月26日(木)
・建築図面、電気図面、構造計算書、電力使用量等(令和5年度の電力使用量及び電気料の実績)の情報の提供	市提供資料に関する誓約書(様式1)を市に提出後提供
・参加申込書及び資格に係る申立書等(様式3～6及び様式13)の提出期限	令和6年10月7日(月)17:00まで
・現地見学希望票(様式7)を提出(希望者のみ)	令和6年10月7日(月)17:00まで
・現地見学 ※希望者のみ	令和6年10月15日(火)～24日(木) ※詳細は追って連絡
・参加資格確認通知書の送付(市から事業者)	令和6年10月22日(火)
・質問受付期限	令和6年10月25日(金)17:00まで
・質問への回答期限	令和6年10月30日(水)まで
・企画提案書(様式8～12)及びそのデータを保存した電子媒体の提出期限	令和6年11月11日(月)
・候補者選定の審議	令和6年11月中旬
・事業予定者の発表(審査結果通知)	令和6年11月下旬(予定)
・基本協定の締結	令和6年12月
・現地調査及び詳細協議	令和6年12月
・設備の設置完了	令和7年3月中旬

7 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。また、共同事業者(※)の場合は、いずれかの構成員が以下のクの要件を満たすとともに、それぞれの構成員が以下のクを除く全ての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。

エ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

ア) 久留米市内 県税及び市税

イ) 久留米市外の福岡県内 県税

- オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ク 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種または第三種電気主任技術者
 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が満たす場合も可とし、提案書にその旨記載すること。

※単独で事業内容を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（事業内容を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書兼委任状（様式13）を作成し、提出すること

8 資料の提供・閲覧

- (1) 候補施設に係る下記資料については、本プロポーザルへの参加を希望する事業者（共同企業体の場合は、その代表構成員）（以下、「参加予定事業者」という。）の希望に基づき提供する。
 - ア 建築図面
 - イ 電気図面
 - ウ 構造計算書
 - エ 電力使用量等（令和5年度の電力使用量及び電気料の実績）
 - オ 屋根及び屋上改修工事の情報
 【注意】施設によって提供する情報の有無、様式が異なる。
- (2) 参加予定事業者は、市提供資料に関する誓約書（様式1）を、「18 問い合わせ先」に記載の連絡先に電子メールで送付すること。
資料は、市提供資料に関する誓約書（様式1）の提出があった事業者に別途提供する。

9 質疑・応答

- (1) 質問方法
本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式2）を電子メールに添付して、「18 問い合わせ先」あてに送信し、受信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。回答は随時行うこととするが、質問期限以降の質問は、受け付けない。
- (2) 期限
 - ア 質問期限 令和6年10月25日（金）17:00
 - イ 回答期限 令和6年10月30日（水）
- (3) 回答方法
質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに掲載する。

10 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
参加予定事業者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、オ)、カ)は参加申込書等提出期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書等の提出書類

- ア) 参加申込書(様式3) 1部
- イ) 参加資格に係る申立書(様式4) 1部
- ウ) 役員等調書及び照会承諾書(様式5) 1部
- エ) 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式6) 1部
- オ) 登記事項証明書(全部事項証明書) 1部
- カ) 納税等証明書(国税、都道府県税、市町村税) 1部
- キ) 共同事業体結成予定書兼委任状(様式13)(共同事業体で応募する場合のみ) 1部

※本市の名簿登録者の場合、ウ)、オ)、カ)は不要

※共同事業体で提案する場合は、共同事業体の構成者全てのウ)、オ)、カ)を提出すること

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	提出書類
市外 (県外)	市外 (県内)	市 内・ 準市 内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方消 費税	所轄 税務署	国税に未納がない証 明 (納税証明書その3 の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人 事業税	福岡県 税 事務所	福岡県税に未納がな い証明
—	—	○	久留米市 税	法人市民税、市県 民税、固定資産 税、軽自動車税	久留米 市	久留米市税に滞納が ない証明

(例1: 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2: 県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

イ 企画提案書等の提出書類

ア) 企画提案書(様式8~様式11)

イ) 価格提案書(様式12)

※様式8に含む提案内容の作成方法は、「11 企画提案書作成方法」を確認すること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込書等 令和6年10月7日(月)17:00まで(必着)。

イ 企画提案書等 令和6年11月11日(月)17:00まで(必着)。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18 問い合わせ先」

(5) 参加資格審査・結果通知

参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格の審査結果を令和6年10月22日(火)

に、文書及び電子メールで市から通知する。

1.1 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ア 表紙 「久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業企画提案書」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ。A3版の使用も認めるが、二つ折りにして綴じること。市が提示した様式を提案書に併せて綴じること。
- ウ 文字・写真 フォントサイズ11ポイント以上 横書き
文書の補完のための写真、イラスト等を用いることを可とする。
- エ 提出部数 12部（正1部、副11部）。副11部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- オ 制限枚数 市が提出を求めた様式を除き、企画提案の内容ごとに1枚程度に収まるように努めること。簡潔にまとめること。
- カ 変更の制限 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(2) 企画提案書の内容

- ア 企画提案は、候補施設から事業者が導入予定施設を選定し、次の(3)技術提案から(6)業務実績までの各項目について記載すること。また、提案内容は仕様書の業務内容を踏まえたものであること。
- イ 提案書は、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には、会社名が判別できる記載を行わないこと。

(3) 技術提案

技術提案には、次のアからカまでを必要事項として含めること。

ア 実施方針

- ア) 提案の基本方針・概要、性能の維持・保証等を記載すること。
- イ) 設備の平常時及び非常時のシステム構成図を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

- ア) 各施設における太陽光発電設備（太陽光発電設備定格出力(kW)）を検討すること。なお、検討にあたっては、発電した電力について、蓄電池なども活用し、最大限その施設で消費することとし、少なくとも自家消費率を50%以上とすること。
- イ) 検討において想定した設備仕様を示すこと。
- ウ) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- エ) 想定する設置場所、設置方法における、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- オ) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し、構造の安全性を示すこと。
- カ) 提案した太陽光発電設備定格出力の合計について、原則として提案の変更は認めない。やむを得ず現地調査の結果、施設の設置容量が減る場合は市と協議の上、決定するものとする。

ウ 蓄電池の容量

- ア) 各施設における蓄電池出力(kW)及び容量(kWh)を検討すること。
- イ) 検討において想定した設備仕様を示すこと。
- ウ) 想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。
- エ) 自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠を示すこと。
- オ) 想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。
- カ) 停電を伴う非常時にも利用可能なシステムであること。

エ 温室効果ガス及び電気使用量の削減効果

- ア) 各施設における温室効果ガス及び電気使用量の削減量を検討すること。
- イ) 温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。
- ウ) 電力の二酸化炭素排出係数は0.000407t-CO₂/kWh（九州電力（株）の令和4年度排出係数R5.12.22環境省・経済産業省公表）を使用すること。

- エ) 電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案すること。
事業期間中の電気料金の単価は以下のとおりとする。
 - ・基本料金及び従量料金：現在、契約中の単価
 - ・燃料費等調整額：0円
 - ・再エネ賦課金：3.49円
- オ 非常時の利用
 - ア) 災害により停電が発生するなど非常時の設備の活用方法等を具体的に提案すること。
- カ 啓発
太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出削減量を把握するための設備を提案すること。
- (4) 事業遂行能力
 - ア 事業実施体制図
代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。
 - イ 事業計画概要、実施体制、スケジュール
実施期間における工事計画、スケジュール等を記載すること。合わせて工事費、運転管理及び維持管理のための費用、資金調達を含めたリース期間中の事業収支計画を提出すること。また、事業者決定後から事業開始までについても記載すること。
 - ウ 市内事業者の活用
施工にあたっては、久留米市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、市内に本社を有する事業者を積極的に活用すること。
 - エ 運転計画
運転（リース）期間中における設備の維持管理、メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。
 - オ 故障、非常時の対応、事業実施中のリスクに対する保証・対策
災害等の非常時の対応や体制図、損害保険の保証額や適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- (5) その他提案
 - ア 民間波及の検討
市民・事業者等民間部門への太陽光発電設備等の波及方法を検討し、提案すること。
 - イ 余剰電力の活用の検討
最大限自家消費した上で、発生する余剰電力の活用方法を提案すること。売電を行う提案をする場合には、予定する単価及び見込まれる売電金額、想定しているスキームや売電先等を示すこと。
 - ウ 独自提案（任意）
その他、事業者独自の取組を提案すること。
- (6) 業務実績
 - ア 類似事業の実績
公共施設等への太陽光発電設備の導入実績を記載すること。

1.2 審査方法

(1) 企画提案書の評価項目、評価の視点及び配点、および評価点合計は、以下のとおりである。

評価項目		評価の視点	配点	評価点合計
1 技術提案に関する事項	導入設備の内容	ア) 実施方針、性能の維持の具体性	2	40
		イ) 太陽光発電設備の容量及び設置施設数	4	80
		ウ) 蓄電池容量及び設置施設数	3	60
	削減効果	エ) 電気使用量及び温室効果ガスの削減効果(削減率、削減できた施設数)	4	80
		非常時の利用	オ) 非常時の利用の実用性	2
	啓発	カ) 啓発設備の設置	2	40
2 事業遂行能力	事業実施体制、技術者の配置	ア) 電気主任技術者及び一級建築士の専門職を含む体制	2	40
	事業計画概要、業務の方針、スケジュール等	イ) 事業計画概要、業務の方針、スケジュールの充実	3	60
	市内事業者の活用	ウ) 市内事業者の活用	3	60
	運転計画	エ) 維持管理、メンテナンスの体制	4	80
	故障、緊急時の対応、リスク対策	オ) 発生するリスクについて想定し、対応できる提案となっているか	4	80
3 その他提案	民間波及の検討	ア) 民間波及の検討	2	40
	余剰電力の活用	イ) 余剰電力の活用	2	40
	独自提案	ウ) 効果的な独自提案	1	20
4 業務実績	事業者の業務実績	ア) 類似事業(公共施設等への太陽光設置)実績	2	40
価格			-	400
合計			40	1200

(2) 採点基準(価格提案以外の評価項目)

採点基準	採点値
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通(通常想定される程度)	3点
少し劣る	2点
劣る	1点

(3) 評価点の算出方法

ア 価格提案以外の評価項目

ア) 各評価項目の評価点 = 各配点 × 評価値(5点(非常に優れている) ~ 1点(劣る))

イ) ア) で算定した全ての評価者(4人)の各評価項目の評価点を合計する

本事業の価格点以外の評価項目に関する配点の合計は40点であるため、価格提案以外の評価項目に関する評価点を合計した最高点は、800点となる。

【計算方法】 40 (配点合計) $\times 5$ (評価値の最高点) $\times 4$ (評価者の人数) = 800点

イ 価格提案の項目

価格提案は、リース料(事業費-補助金交付額)の合計を提案額とする。

ウ) 価格提案の評価点

・計算方法

(提案額のうち最低額/各事業者の提案額) $\times 100$ (配点)

エ) 価格提案の合計 = ウ) \times 評価者の人数(4人)

今回は価格提案の配点が100点であるため、価格提案の評価点を合計した最高点は400点となる。

【計算方法】 100×4 (評価者の人数) = 400

ウ 評価点の算出

アとイの評価点を合計する

今回の評価点の最高は、1,200点(=800+400)となる。

1.3 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。また、次点の者を1者選定し、最優秀者との契約が不調となった場合には次点の者と交渉を行う。なお、合計点が最も高いものが2以上あるとき、以下の順で候補者を決定する。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。
 - ア 「技術提案」の得点が高いもの
 - イ 「価格提案」の得点が高いものなお、上記のア)、イ)においても点差がない場合は、くじ引きにより候補者を決定する。

1.4 審査結果

- (1) 通知方法 企画提案書等を提出し、参加資格を満たした全ての者に文書及び電子メールで通知する。
- (2) 通知時期 令和6年11月下旬(予定)

1.5 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ その他仕様書を満たさない提案であった場合
- (2) 契約締結後に提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行う場合がある。その場合において、新たに本業務の受託者を選定し、契約するまでの間は、無償で業務を遂行するものとする。

1.6 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例(平成13年9月18日条例第24号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が与える恐れがある情報については決定後の開示とする。

17 その他

- (1) 参加辞退の場合
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
 - イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
 - ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。
また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
 - オ 企画提案書に記載する提案内容は確実に実施できるものとする。
- (3) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (4) 異議申立
申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

18 問い合わせ先

〒830-0042 久留米市荘島町375番地

久留米市環境部環境政策課

（担当：佐々木・山部・皆）

電話 0942-30-9146 FAX 0942-30-9715 （※電話受付時間：平日 8:30 から 17:15）

メールアドレス kansei@city.kurume.lg.jp